

○阿久根市私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要綱

平成22年3月31日

告示第35—2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、第3子以降の子どもを私立幼稚園に就園させる多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進するため、保育料等を減免する私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、阿久根市補助金等交付規則（平成19年阿久根市規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であって、次に掲げるものをいう。

ア 学校教育法第2条第1項の規定により学校法人によって設置されているもの

イ 学校教育法附則第6条の規定により学校法人以外のものによって設置されているもの

(2) 多子世帯 18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を3人以上扶養している世帯をいう。

(3) 対象園児 次の要件のすべてを満たす園児とする。

ア 私立幼稚園に就園し、就園補助金の受給対象となっている園児

イ 多子世帯の18歳未満の児童のうち、年長者から3人目以降に該当する園児

ウ 前年分の所得税額（昭和51年4月16日付け厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知の第4の1に定める「保育所徴収金（保育料）基準額表」の備考1に定める「所得税の額」をいう。）が4万円未満の世帯に属する園児

(4) 就園補助金 阿久根市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和47年阿久根市教育委員会訓令第1号）に定める補助金をいう。ただし、従来条件基準及び新条件基準における3人目以降の園児に対する補助金を除く。

(5) 保育料等 保護者が対象園児の在籍する私立幼稚園の園則に基づき支払う年間の保育料及び入園料の合計額をいう。

(6) 従来条件基準 就園補助金の国庫補助限度額に係る従来条件（兄又は姉が幼稚園児の場合）の基準をいう。

(7) 新条件基準 就園補助金の国庫補助限度額に係る新条件（兄又は姉が小学校1年生から小学校3年生までの場合）の基準をいう。

(補助金の対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、対象園児の保育料等（鹿児島県知事の定める基準額を上限額とする。）から就園補助金を控除した額（以下「控除後額」という。）とし、補助金額は、当該控除後額に次に掲げる当該対象園児の就園補助金の受給区分に応じた補助率を乗じた額以内の額とする。

就園補助金の基準	区分	補助率
従来条件基準	第1子	1／3
	第2子	1／2
新条件基準	第2子	1／3

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）によるものとする。

2 交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 保育料等減免措置に関する調書（別記第3号様式）
- (3) 保育料等減免対象者名簿（別記第4号様式）
- (4) 保育料等の額を明らかにする書類（園則等）

3 交付申請書の提出期限は、6月末日とし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の交付の決定の通知)

第5条 補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）によるものとする。

(事業の内容変更)

第6条 事業の内容変更の事由は、園児の入退園又は休園に起因するものとする。

2 事業の内容変更の申請は、補助金変更交付申請書（別記第6号様式。以下「変更申請書」という。）によるものとし、変更申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 保育料等減免措置に関する調書（別記第3号様式）
- (3) 保育料等減免対象者名簿（別記第4号様式）

3 変更申請書に対する決定の通知は、変更交付決定通知書（別記第7号様式）によるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(減免の確認)

第8条 設置者は、保育料等を減免したことを明らかにする保育料減免確認書（別記第8号様式）を備えておかなければならない。

(実績報告)

第9条 事業の実績報告書は、補助金実績報告書（別記第9号様式。以下「実績報告書」という。）によるものとする。

2 実績報告書に添付すべき書類は、前条に定める保育料減免確認書の写しとする。

3 第1項の実績報告書の提出期限は、減免措置を完了した日から起算して7日を経過した日又は3月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の額の確定)

第10条 補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付請求は、補助金交付請求書（別記第11号様式）によるものとする。

2 この補助金は、概算払により交付することができる。

3 概算払の申請書は、概算払申請書（別記第12号様式）によるものとする。

4 前2項の規定により概算払を受けたときは、概算払に係る事務又は事業が終了したときから5日以内に概算払精算書（別記第13号様式）を提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月31日から施行し、平成21年度以後の年度分の補助金について適用する。
- 2 平成21年度における交付申請書の提出期限は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日とする。

別記第1号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

阿久根市長 殿

申請者 住所
氏名 印

年度私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付申請書

年度私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金を交付くださるよう、阿久根市私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 保育料等減免措置に関する調書
 - (3) 保育料等減免対象者名簿
 - (4) 保育料等の額を明らかにする書類(園則等)

第2号様式(第4条、第6条関係)

事業(変更)計画書

保育料等減免措置階層区分		幼稚園名		A×B 補助金申請額(円)	備考
		A 減免額(円)	B 対象人数(人)		
市町村民税非課税① (生活保護世帯を含む。)	従来条件基準	第1子			
		第2子			
	新条件基準	第2子			
市町村民税所得割非課税②	従来条件基準	第1子			
		第2子			
	新条件基準	第2子			
市町村民税所得割課税額③ 円以下	従来条件基準	第1子			
		第2子			
	新条件基準	第2子			
所得税額4万円未満 (①～③階層の世帯を除く。)	従来条件基準	第1子			
		第2子			
	新条件基準	第2子			
計					
参考					

阿久根市長 殿

保護者 住所
氏名

印

保育料等減免措置に関する調書

多子世帯の保育料減免について、次のとおり提出します。なお、この減免に係る私の世帯の課税状況及び児童手当の受給台帳について、税務課等で調査することに同意します。

1 園児の氏名	ふりがな	ふりがな	3 幼稚園名
2 園児の生年月日等	年 月 日(歳)男・女	年 月 日(歳)男・女	幼稚園

(注) 同時就園の3人目以降及び小学校1～3年生に兄・姉がいる同時就園の2人目以降は記載の対象外

4 園児の属する世帯の状況(対象園児を含めて記入すること。)					6月1日現在		
氏 名	生 年 月 日	性別	就園児 と の 続 き 柄	市町村民税課税額		所得税額	※
				均等割額	所得割額		
世帯主	年 月 日(歳)	男・女					
	年 月 日(歳)	男・女					
	年 月 日(歳)	男・女					
	年 月 日(歳)	男・女					
	年 月 日(歳)	男・女					
	年 月 日(歳)	男・女					
	年 月 日(歳)	男・女					
	年 月 日(歳)	男・女					
5 世帯の児童手当の受給状況(該当に○を付けてください。)			(1) 児童手当を市から受給 (2) 公務員のため職場で受給				

(備考)

- 源泉徴収票(写し)及び市町村民税の課税(非課税)証明書を添付すること。ただし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所長の証明書によって代えることができる。
- 公務員の場合は、児童手当受給者台帳の写し(原本証明済み)を職場で発行してもらい、添付すること。
- ※欄(18歳以下の児童に、1, 2, 3, 4人目…を記入)は市で使用します。

市記入欄		〈所得認定〉				
所 得 税	【所得税が発生していない場合】 市民税・県民税(住民税)の課税額等					
円	円					
〈確 認 資 料 等〉						
◎世帯認定	チェック	対 象 園 児	軽減前保育料 (A)	軽減率	軽減後保育料 (B)	軽減額 ((A) - (B))
・住民基本台帳	☐	従来条件	人目(第1子)	1/3		
・児童手当データ	☐		人目(第2子)	1/2		
・児童手当受給者台帳(公務員)	☐	新 条 件	人目(第2子)	1/2		
・その他()	☐	適 用 期 間	自 年 月 日～至 年 月 日			
◎所得認定		対象園児の「人目」欄は、上記「園児の属する世帯の状況」の「※」欄の「1人目」、…、「4人目」…を記入				
・課税データ	☐					
・その他()	☐					

保 育 料 等 減 免 对 象 者 名 簿

[illegible]

第5号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

殿

阿久根市長

印

年度私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度私立幼稚園多子世帯保育料等
軽減事業補助金については、阿久根市私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要
綱第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助金の額 金 円

第6号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

阿久根市長 殿

申請者 住所
氏名 印

年度私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金変更交付申請書

年 月 日付けで補助金交付決定通知のあった 年度私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業を次のとおり変更したいので、阿久根市私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円
(うち前回までの申請額 金 円)

2 計画変更の理由

3 関係書類

- (1) 事業変更計画書
- (2) 保育料等減免措置に関する調書
- (3) 保育料等減免対象者名簿

第7号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

殿

阿久根市長

印

年度私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度私立幼稚園多子世帯保育料等
軽減事業の変更については、阿久根市私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要
綱第6条第3項の規定により承認し、次のとおり変更決定したので通知します。

補助金の額 金 円
(変更前の金額 円)

第8号様式(第8条関係)

保 育 料 減 免 確 認 書

年 月 日

幼稚園長 殿

保護者 住所
氏名 印

私は、幼児 に係る 年度の保育料等について、金
円の減免を受けたことを確認します。

第9号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

阿久根市長 殿

申請者 住所
氏名 印

年度私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金実績報告書

年 月 日付け交付決定通知書に基づき私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業を実施したので、阿久根市私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添え次のとおりその実績を報告します。

保険料等減免措置階層区分			A 補助対 象経費	B 補助対 象人員	C 補助金 の 額 A×B	D 補助金 交 付 決定額	E C と D の うち 低い方 の 額	F 不要額 E-D
市町村民税非課税① (生活保護世帯を含む。)	従来条件基準	第1子						
		第2子						
	新条件基準	第2子						
市町村民税所得割非課税②	従来条件基準	第1子						
		第2子						
	新条件基準	第2子						
市町村民税所得割課税額③ 円 以下	従来条件基準	第1子						
		第2子						
	新条件基準	第2子						
所得税額4万円未満 (①～③階層の世帯を除く。)	従来条件基準	第1子						
		第2子						
	新条件基準	第2子						
計								

関係書類 保育料減免確認書の写し

第10号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

殿

阿久根市長 印

年度私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度私立幼稚園
多子世帯保育料等軽減事業補助金については、阿久根市私立幼稚園多子世帯保育料等軽減
事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

補助金の額 金 円

第11号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

阿久根市長 殿

申請者 住所
氏名 印

年度私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付請求書

年 月 日付け交付決定(確定)通知書に基づく 年度私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金を交付くださるよう、阿久根市私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

総 額	
前回までの交付額	
今 回 請 求 額	
未 請 求 額	

2 添付書類
口座振替願

第12号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

阿久根市長 殿

申請者 住所
氏名 印

年度私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金概算払申請書

年 月 日付けで補助金交付決定のあった私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金を阿久根市私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

1 金 円

事業費	補助金交付決定額	概算払受領済額	今回申請額	残 額

2 概算払を必要とする理由

第13号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

阿久根市長 殿

申請者 住所
氏名 印

年度私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金概算払精算書

年 月 日に受領した上記補助金の概算払については、阿久根市私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり精算します。

事業費	補助金交付決定額	概算払受領額	概算払精算額	差引き	概算払精算済合計	未請求額

別記第 1 号様式（第 4 条関係）
第 2 号様式（第 4 条，第 6 条関係）
第 3 号様式（第 4 条，第 6 条関係）
第 4 号様式（第 4 条，第 6 条関係）
第 5 号様式（第 5 条関係）
第 6 号様式（第 6 条関係）
第 7 号様式（第 6 条関係）
第 8 号様式（第 8 条関係）
第 9 号様式（第 9 条関係）
第 1 0 号様式（第 1 0 条関係）
第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）
第 1 2 号様式（第 1 1 条関係）
第 1 3 号様式（第 1 1 条関係）